

## [事案 2020-72] 入院給付金支払請求

・令和3年2月3日 和解成立

### <事案の概要>

約款に定める入院に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和元年8月から約2か月間、右第1中足骨骨折で整形外科病院に入院したため、平成30年9月に契約した災害保障保険および令和元年7月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款に定める入院に該当しないとして支払われなかったが、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)入院給付金の支払事由の全ての条件を満たす不慮のケガによる入院である。
- (2)整形外科病院の入院時記録でも、階段昇降は「全介助」で、歩行も困難で松葉杖を必要とし、転倒・転落を起こす可能性は「危険度Ⅰ」となっている。自宅の1階から4階までの階段を松葉杖を使って昇降できる訳でもなく、医師の管理下のもと、骨折箇所の保存療法とリハビリに専念するために、整形外科の院長と相談の結果、入院することになった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本入院は、一般医学上の見解にもとづき客観的に見て、本契約の約款で定義される「入院」には当たらないと考えられる。
- (2)本契約の約款で定義される「入院」の該当性を判断するに当たっては、契約者間の公平性の観点から、住環境・生活環境といった申立人の個別的事情は、考慮されるべきではない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本入院の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院が約款に定める「入院」に該当するとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)本入院時のADLスコアにおいて、「階段」は「全介助」であり、自宅の階段で転倒・転落を起こす危険はあったものと認められ、このような事情を考慮し、整形外科病院の担当医も入院の必要性を認めたものと推測する。